

十分な説明 なし 代償 なし

納得できん！ボーナスカット

6月24日名古屋大学職員組合は、ボーナス凍結の問題で2回目の団体交渉を行いました。組合は人件費をカットするのだから、人件費で賄うよう要求しました。このような教職員の賃金問題にかかわる重要な交渉であるにもかかわらず、**またもや**総長は欠席しました。

前回の交渉を受けて、この問題の解決に向けた方策について聞いたところ理事は、前回回答した『社会一般の情勢と新たな賃金改善方策の検討 WG 発足の紹介』を行ったのみで、今回も『なんら変更しない』旨の回答に終始しました。また、今回の就業規則が不利益変更というならば、代償措置の提案があつて然るべきなのに、それさえもなく、今後開催される予定のWGで解決すると、不確定な発言に終始しました。

さらに、またもや呆れることに当局は、諸情勢と政府与党の動向の説明をするのみで、ボーナス凍結で留保する人件費予算は、執行部の判断と責任で補正予算に組込む事を決め、部局からの意見に対する回答として教育研究評議会で提案し、教職員の意見を聞く余裕も与えず、担当理事が本日の交渉において力説した『民主主義』をほとんど無視する形をとりました。

組合は、労働契約法に照らして、合理的な説明がないことを主張し、ビラ配布の時には多数の教職員からボーナスカットにならないよう意見をもらっている事を紹介しました。

すると、当局は「多数の教職員とは根拠があるのか」と、組合がまるで**ウソ**を言っているかのような発言を行いました。さらに、担当理事は、『こんな時期にボーナスをもらえるだけありがたい』という意見を紹介しましたが、これこそ、どれだけの根拠のある意見かわかりません。

たださえ、バブル時期に民間のボーナスがアップしても、ほとんど公務員のボーナスがアップしなかった事を考えれば、地域手当12%の人事院勧告が出ているにもかかわらず、まともな議論もせず11%に据え置いている事自身、当局の怠慢といわざるを得ません。

さらに、今回の凍結により、ローン返済に困る教職員がいる事を紹介すると、担当理事は黙ったままで、気の毒であるとの発言すらなく、冷酷な対応に終始しました。

理事達は、教職員の困った姿さえも考慮せずに、単なる『国民の目と評価のため』を理由に、今回の凍結を、合理的な説明もなしに納得しろと言っています！？しかも、このような教職員にとって重大な問題を、単なるホームページへの掲載により『周知した』と発言したことは、大きな問題であると考えます。

5月19日の教育研究評議会の資料ではボーナスカット分の浮いた予算は「補正予算を組むこととしており、その中で適切に対応したいと考えています」と答えています。それは、「浮いた分の予算の用途」に対しての具体的な回答ではなく、大枠を示したのみです。それを具体的にどう使うかについては触れていません。

今回の問題は、企業の経営責任のつけを私たち教職員に負わせるものであり、また、今回の交渉においても教職員が納得できる説明がないとして、当局に凍結撤回を要求し、3度目の交渉を申し入れました。

大学側の主張と労働契約法の関係

(1) 就業規則の変更

(使用者) 人事院勧告を受けて、ボーナスを0.2月カットする就業規則の変更をしたい。

(組合) 労働契約法第9条により、労働者と合意なく就業規則の不利益変更はできない。

労働契約法第9条「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」と明記している。大学法人として法令遵守すべきだ。

(2) 不利益変更の合理性判断

(使用者) 理由は人事院勧告を受けて社会一般の情勢に適合させるためである。

(組合) その理由だけでは、労働契約法第10条に関わって下記の⑦を説明したにすぎず、不利益変更の合理性判断を何ら満たしておらず労働契約法に違反する。使用者は合意できる代償措置を組合に提案すべきである。

(労働契約法第10条 合理性判断の考慮要素)

- ①就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度
- ②使用者側の変更の必要性の内容・程度
- ③変更後の就業規則の内容自体の相当性
- ④代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況
- ⑤労働組合等との交渉の経緯
- ⑥他の労働組合又は他の従業員の対応
- ⑦同種事項に関する我が国社会における一般的状況

給料も減らされるぞ! 組合に入ろう!

組合加入申込書

加入申込書は、直接事務室へお持ちいただくか、学内便で下記までお送りください。

学内便宛先：名古屋大学職員組合 TEL/FAX：052-789-4913（内線4913）

組合事務室：工学部二号館北館332 e-Mail：nuufs@nuufs.org Home Page：http://nuufs.org

*組合の規約、加入の呼びかけ等は、名大職組のホームページからご覧いただけます。

年 月 日

お名前		職種	
所属部局			
E-mailとTEL			
組合費	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金控除（通常はこちら）	生年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 賃金控除以外の徴収方法を希望 ()		
*ご質問や要望などがあればご記入下さい。			